

平成30年度 北海道小学校長会 第5回理事研修会 教育情勢 2019.02.22



これから教育情勢について、ご報告する。

国内の情勢から大きく3点についてだけお話しする。

最初に、新学習指導要領に関わる学習評価についてである。

まずは、中教審教育課程部会によりまとめられた「児童生徒の学習評価の在り方について」の報告に関してである。観点別学習状況評価の各観点は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の三つで、各教科共通となる。留意する部分は、人間性等に関わる事項、例えば、社会科にある「地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚」を養う内容などである。この事項は、学力の構成要素から外されており、

- ① 観点別評価の対象ではない
- ② 数値による評価は行わない
- ③ 個人内評価であって、記録に残す場合には道徳科のように記述式になる

とのことである。これは、総合所見などに記述していくことが考えられる。各学校で取り掛かることとして、学習評価について協議し共有するために、組織を立ち上げてはどうかという示唆もある。本報告には、主体的に学習に取り組む態度の評価の基本的な考え方も載っている。また、先週行われた全連小理事会での文科省初等中等局教育課程課長の話では、学習評価の取り組み例が、国立教育政策研究所から出されるということである。これらをもとに、各学校において、学習評価の考え方や評価方法について学ぶ機会を設けていく必要があると考えている。

次に、学校における働き方改革についてである。

中教審が働き方改革の対策をまとめ、文科大臣に答申した。答申のポイントが四つ載っている。

- 1つ目は、教員、学校、地域が関わる業務の整理と仕事の明確化、
- 2つ目に、時間外の授業準備・部活などは勤務時間の管理対象になること、
- 3つ目に、時間外勤務の上限は「月45時間、年360時間」に設定すること、
- 4つ目に、年単位の変形労働時間制の導入である。

変形労働時間制の導入については、国立大付属高校がすでに2004年から導入されてい

るが、現場では、改善が見られない、正規の教員を増やさなければ解決しないとの懸念される状況が指摘されている。

この答申を受けて、「学校における働き方改革推進本部」を設置し、1月29日に初会合が開かれたとの記事が載っている。この会合で、柴山文科大臣は、「教職員の定数改善とともに教育課程や免許制度なども必要に応じて大胆に見直す」と述べている。詳細は分からないが、教員不足の解消に向けた議論が展開されることを望みたい。なお、工程表には、2018年度中に、学校給食費公会計化ガイドラインの策定、学校管理規則・標準職務モデル案の提示などが予定されている。これらの動きを今後も注視する必要がある。

3点目は、いじめに関する記事である。

「いじめ防止対策推進法改正案」が通常国会に提出され可決、与野党の賛成多数で成立する見通しである。今回の素案のポイントは、

- ① 教職員がいじめを放置、助長した場合は、地公法により懲戒処分される
- ② 重大事態の被害者は、首長に調査の申し立てができる
- ③ 重大事態について再発防止策の実施と取組状況のネット公表が義務化される

というものである。このネット公表については、学校側にも求められるようである。背景には、学校側や教育委員会の対応の不備等があり、教職員の意識改革を促すねらいがあるとのことである。

新聞の社説などでは、「再発防止に資する法改正を超党派で進んでおり、遺族や自治体の要望があることが分かる。また、教員の懲戒処分は慎重に検討すべきであること、素案が被害者の尊厳回復を重視しており、調査の方向性が中立性を保持できるか懸念される」点があることを取り上げている。

その他、千葉県野田市の児童虐待に端を発した緊急安全確認や新ルールの設定、体制強化策について、幼保・大学無償化決定について、体力テストの分析についてなどの資料を載せている。各校の学校経営の参考になれば幸いである。